



# 広報の手引き

民生委員制度創設  
100周年

100周年を機に、これまで以上に

地域に「つながり」

人と「つながる」ために

ページ

100周年にあたっての広報活動の基本的な考え方

2

市区町村民児協に取り組んでほしいこと

4

都道府県・指定都市市民児協に取り組んでほしいこと

6

マスコミ・交通機関への働きかけ

7

全民児連作成 PRグッズの活用

8

# 100周年にあたっての

# 広報活動の基本的な考え方

## 1. 今、広報活動に取り組む重要性

- 民生委員制度は、大正6年(1917年)5月12日に岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まり、平成29年(2017年)に制度創設100周年を迎えます。
- 今、多くの民生委員・児童委員が感じていることとして、地域住民の民生委員・児童委員への理解が低いということがあげられます。  
制度創設100周年という大きな節目は、多くの人々に「民生委員・児童委員の存在」や「その性格、役割、活動」などを広くアピールする絶好の機会といえます。
- ぜひ、全国の関係者が力を合わせ、100周年の伝統と実績を有する民生委員制度の広報に取り組みましょう。

## 2. 全国各地で広報を行なう重要性

- いうまでもなく、民生委員・児童委員の活動はそれぞれの地域が基盤となっています。
- 全国段階での広報活動もちろん必要ですが、住民にとって身近なそれぞれの地域において広報活動に取り組むことで、**地域の特性を踏まえた情報が提供でき**、より多くの人々の理解が進みます。
- そのためには、**それぞれの地域(市区町村)**で広報活動に取り組むことが**重要な**のです。
- それぞれの地域で行なわれる広報活動(1人ひとりの住民を意識した広報活動)と、全国で行なう広報活動(広く社会に向けた広報活動)が共に行なわれることで、**重層的な広報活動**となり、**相乗効果**が期待できるのです。

## 3. 期間(スケジュール)の考え方

- 民生委員制度が創設100周年を迎える平成29年5月に向け、**今から**広報活動を継続的に行なっていきましょう。
- 100周年の「民生委員・児童委員の日」である平成29年5月12日には、全国各地でさまざまな取り組みが行なわれることから、社会的にも注目度は高まるものと考えられます。
- ただし、100周年の広報は平成29年5月で終わるものではありません。  
全民児連においては、平成30年3月末までを100周年記念事業の実施期間とし、さまざまな取り組みを展開する予定です。平成29年度末までを期間として、継続的な広報活動を考えていましょう。

## 4. 広報活動を進めていくために

### 1 目標を決めよう

- まず、民児協として、広報活動の目標を考えましょう。
- 目標は地域によってさまざまなものになると思われませんが、回数や人数など、数値を盛り込んで考えると、実施状況の把握や評価に有効です。

#### <目標の例>

- 各委員が個別訪問を強化し、新たに1人10世帯の住民に民生委員・児童委員について知ってもらう。
- 毎月1回、地元の新聞社(支局)やテレビ(支局)などに民児協や民生委員・児童委員活動をまとめた広報資料を送付する。

### 2 誰に向けて何を広報するか決めよう

- 広報活動を行なうにあたっては、誰に向けて広報活動を行なうのかを考えましょう。
- 広報を行なう対象者を決めたら、その対象者にあった内容を考えましょう。
- 対象者を明確にし、その対象者にあった広報活動を行なうことで、より効果的な広報活動となることを期待できます。
- 地域住民向けの広報でも、たとえば、高齢者と子育て世代では関心は大きく異なります。対象者別に発信する情報を考えていくことは大切なことといえます。

#### <広報活動の対象者例と広報内容の例>

広報活動の対象者例	広報する内容例
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 100周年を迎え、歴史と実績があること</li> <li>● 民生委員・児童委員の役割(「受け止め、つなぐ」こと)</li> <li>● 何かあれば相談してほしいこと(相談する場合の連絡先も)</li> <li>● 法律による守秘義務をもった信頼できる相手であること</li> <li>● 具体的な活動(対象者にあわせた情報を伝えましょう)</li> </ul> <p>→ <b>ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者世帯</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 民児協として行なっている「いきいきサロン」や災害に備えた活動といった取り組み 等</li> </ul> <p>→ <b>子育て世帯</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 民児協として行なっている「子育てサロン」や「こんにちは赤ちゃん訪問」、登下校時の見守りや声かけ、通学路周辺のパトロール活動といった取り組み 等</li> </ul>
行政・社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 100周年を迎えること</li> <li>● 民生委員の活動上の苦勞や協力してほしいこと 等</li> </ul>
関係機関 マスコミ 等	<p>→ <b>日頃から活動上の連携がある関係機関</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 100周年を迎えること</li> <li>● 活動への協力依頼 等</li> </ul> <p>→ <b>日頃から活動上の連携がない関係機関およびマスコミ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員・児童委員制度の概要</li> <li>● 民生委員・児童委員の役割や具体的な活動* 等</li> <li>● 100年の歴史と実績があること</li> </ul>

\*「具体的な活動」とは、訪問・見守り活動や子育てサロンやいきいきサロンなどのサロン活動、災害に備えた活動、具体的な支援事例などを想定しています。

# 市区町村民児協に取り組んでほしいこと

市区町村段階では、何よりも住民に直接広報するとともに、行政や社協、関係機関に働きかけましょう。

## 地域住民への働きかけ

- 市区町村段階においては、全国段階や都道府県・指定都市段階ではできない、地域住民に直接手渡すなど、情報を**確実に届ける広報活動**が可能です。
- 具体的には個別訪問や駅前等でのPR活動などが考えられますが、**対象者にあわせた広報活動**を実施しましょう。高齢者と子育て世代では関心が異なることは前ページでも触れましたが、たとえば「既に民生委員を知っている人」と「民生委員を知らない人」でも広報内容を変えることが望ましいといえます。
- 「民生委員を知らない人」としては、若い世代などが多いと考えられますが、こうした若い世代の人びとが多く参加する行事や場所において、情報提供を行なっていくことが効果的と考えられます。
- 民生委員を知っている人でも、「民生委員には何でもお願いできる」「民生委員は給料をもらっている」というような誤解をしている人もいます。より正しく知ってもらうための情報発信を行ないましょう。
- 地域住民に、正しい理解をしてもらい、普段の活動に地域住民の協力を得ることにつながっていけば、今後、民生委員のなり手になってもらうことも期待できます。

## 行政や社協への働きかけ

- 行政や社協は、日常的に民生委員・児童委員が連携・協働する相手であり、担当者においては、民生委員・児童委員のことを知っているでしょう。
- しかし、担当部門・部署以外の職員が民生委員・児童委員のことを正しく理解しているわけではないということも考えられますから、まずそうした人びとの理解を深めましょう。
- また、行政や社協は、民生委員・児童委員の活動を支援することにも責任を有しており、100周年にあたっての広報活動に協力を得ていきましょう。  
市区町村長による1日民生委員、役場のロビーでのポスター掲示や相談会の開催などに協力を得ることで、職員を含め、多くの人びとの目にもとまります。
- また、市区町村の広報誌や社協の機関誌で100周年に向けて連載企画を組んでもらったり、市区町村単位で行なう記念行事実施等への協力も働きかけていきましょう。

## 関係機関への働きかけ

- 関係機関は、民生委員・児童委員が要支援者をつないだり、関係機関で行なわれる会議に民生委員・児童委員が参加したりするなど、その多くが民生委員・児童委員について基本的なことは知っていると考えてもよいのではないのでしょうか。
- 関係機関に対しては、民生委員制度が100周年を迎えることを伝えたり、関係機関を訪れる住民を意識してのポスター掲示や100周年のPR用リーフレットを目につく場所に置いてもらうなどの協力を得ていくことが考えられます。

# 取り組み例

## <対象者を限定しない共通した広報内容の例>

- **わが町の民生委員・児童委員や民児協の具体的な活動内容を伝える**（訪問・見守り活動、サロン活動、災害に備えた取り組み等）。
- **これまでのわが町の民生委員・児童委員の活動実績を伝える**（こんなことを実現した等）。
- **全民児連作成の応援マークバッジ等を手渡し、民生委員制度が100周年を迎えることを伝える**（着用してもらう）。

## <対象者別の広報内容の例>

対象者	広報内容	取り組み例
地域 住民	<p><b>→ 広く住民に対して</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者世帯や障がい者世帯、子育て世帯など、それぞれにあわせた民生委員の活動内容を伝える。</li> <li>● 活動内容を伝え、普段の活動に協力を得ることにつなげるよう意識する。</li> </ul> <p><b>→ 民生委員を知らないと思われる住民に対して</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別訪問とともに、多くの人びとが参加する行事や会場において全民児連作成のリーフレットやA4判ポスターを活用して民生委員の存在を知ってもらう。</li> <li>● 厚生労働大臣から委嘱されており、法律上の守秘義務があることを伝える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭キャンペーン（グッズ等の配布）</li> <li>・個別訪問</li> <li>・ポスターの掲示</li> <li>・役場ロビーでのパネル展や相談会の実施</li> <li>・パレード</li> </ul>
行政 や 社協	<p><b>→ 担当部署の職員に対して</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政としての広報への協力を依頼する。</li> <li>● 役場内で広く他部門の職員にも民生委員・児童委員の周知を依頼する。</li> </ul> <p><b>→ 担当部署以外の職員に対して</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 民児協の定例会に参加してもらうなどにより、民生委員の存在をPRする。</li> </ul> <p><b>→ 行政や社協の窓口を訪れる住民に向けて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 役場や社協の入口でパネル展や相談会などを実施し、民生委員の存在をPRする。</li> <li>● 全民児連作成のポスター掲示やリーフレットを目につく場所に置いてもらい、訪れる住民に、民生委員の存在を知ってもらう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グッズの配布</li> <li>・1日民生委員</li> <li>・役場ロビーでのパネル展や相談会の実施</li> <li>・ポスターの掲示</li> <li>・リーフレットを置いてもらう</li> <li>・広報誌への掲載の要請</li> <li>・懸垂幕の掲示</li> </ul>
関係 機関	<p><b>→ 関係機関（地域包括支援センター等）の職員に対して</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員・児童委員として苦勞していること等を伝える。</li> <li>● 地域の福祉課題の解決に向けて、一緒に活動するよう働きかける。</li> </ul> <p><b>→ 関係機関（学校等）に対して</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童委員としての役割や民児協において取り組んでいる子ども・子育て家庭への支援活動の内容を伝え理解を促進する。</li> </ul> <p><b>→ 関係機関を訪れる住民に向けて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全民児連作成のポスター掲示やリーフレットを目につく場所に置いてもらい、関係機関を訪れる住民に、民生委員の存在を知ってもらう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グッズの配布</li> <li>・リーフレットを置いてもらう</li> <li>・ポスターの掲示</li> <li>・広報誌への掲載の依頼</li> </ul>
マス コミ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員・児童委員や民児協がどのような活動、取り組みを行なっているのかを伝える。</li> <li>● 現在、市区町村内にどのような福祉課題、生活課題があるのかを伝える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題、活動内容のPR</li> </ul>



# 都道府県・指定都市市民児協に 取り組んでほしいこと

都道府県・指定都市段階では、市区町村段階では難しいことや、市区町村民児協の広報活動を支援するような取り組みを進めましょう。

## 行政への働きかけ

- 100周年にあたって実施する事業(広報活動を含め)に対し、財政面を含めた支援を行なってもらえるよう働きかけましょう。  
また、県行政から市区町村行政に対して、市区町村行政における市区町村民児協に対する支援の呼びかけをしてもらうよう働きかけましょう。
- 同じように、都道府県・指定都市市民児協として行なう行事や活動に対し、さまざまな協力をしてもらえるよう働きかけましょう。
- また、本庁だけでなく、県のさまざまな機関(出先機関)などへの周知をしてもらうよう働きかけましょう。

## 社協への働きかけ

- 県行政への働きかけと同様、100周年にあたって実施する事業(広報活動を含め)に対し、種々の協力を行なってもらえるよう働きかけましょう。
- また、都道府県・指定都市社協から市区町村社協に対して、市区町村民児協に対する協力の呼びかけについて働きかけましょう。
- 都道府県・指定都市社協が実施する事業、特に各種研修会には、福祉関係者等さまざまな人が参加します。その研修会において、民生委員制度が100周年を迎えることを伝えるプログラムや資料配布をしてもらうよう働きかけましょう。

## 市区町村民児協への広報資料やツールの提供

- 市区町村民児協が広報活動に活用できるよう、それぞれの都道府県や指定都市における民生委員制度の歴史や実績についての情報や資料をまとめ、提供しましょう。

### <情報提供の例>

- 民生委員制度の歴史
- わが県・市の民生委員制度創設の経緯／歴史
- わが県・市の民生委員・児童委員数の概況
- 最近のわが県・市の地域課題と民生委員・児童委員の活動の特徴 等

### <県・市民児協として作成するツールの例>

- ポスター、パンフレット、切手、歴史パネル、ビデオ 等

# マスコミ・交通機関への働きかけ

## マスコミへの働きかけ

- テレビや新聞は多くの人の目につくため、広報の効果は大きなものがあります。100周年という大きな節目ですので、マスコミに対しても積極的にPRしましょう。

### 働きかける方法

- ➔ 都道府県庁や市区町村役場の記者クラブにいる記者のほか、全国紙の支局に働きかけましょう。特に、地域の課題に関心をもって記事を書いている人(記者)に情報を伝え、その人が企画として取り上げるように働きかけるとよいでしょう。
- ➔ また、地域の現状や民児協の取り組みについて、民生委員が記者クラブにおいて話をすることも効果的と考えられます。

### 働きかける時期

- ➔ 新聞であれば、前年の秋ごろには翌年の連載企画等を決めるようです。平成29年に取り上げてもらうためには、平成29年5月の直前に働きかけるのではなく、早い段階から働きかける必要があります。
- ➔ 1日民生委員やパレード等のイベントについては、「〇〇をしました」ではなく、10日くらい前に「〇〇をします」と伝え、取材依頼をしましょう。

### 働きかけにあたって

- ➔ 取材をする側は、記事にするためにも事例・取り組み例を求めます。県内市内で民生委員や民児協がどのような取り組みをしているのかを伝えられるようにしておく必要があります。

### <働きかける内容例>

- 平成29年5月に100周年を迎えること
- わが県やまちにはどのような地域課題があるのか
- 現在どのような活動をしているのか
- わが県、市の民生委員の歴史と活動実績 等

### 取材への対応

「活動量が多い」「なり手がいない」といったマイナスイメージを与える情報は、情報の受け手(地域住民)の印象に残り、課題ばかりがクローズアップされることにもなりかねず、注意が必要です。しかし、こちらが見せたいものだけを取材させるというスタンスでは、取材する側は取材しづらく取り上げにくいことも事実です。柔軟に取材に応じる姿勢で対応しましょう。

新聞にせよ、テレビにせよ、まずは取り上げてもらわなければなりません。  
相手を取り上げたいと思うような話題を伝えることを意識しましょう。

## 交通機関への働きかけ

- 駅や電車、バスなどは、多くの人を利用することから、広報の効果が期待できます。全民児連で作成、もしくは都道府県や指定都市で独自に作成するポスターの掲示について働きかけましょう。
- 駅や車内に掲示してもらうには、費用が発生する場合があります。しかし、民生委員制度の主旨を説明し、鉄道会社やバス会社の社会貢献活動の一環として理解してもらうことができれば、無償でポスターを掲示してもらえる可能性もあります。また、行政に費用面の支援を要請したり、公営の鉄道やバスなどであれば、県庁や役場からの協力要請をぜひ依頼しましょう。

# 全民児連作成 PRグッズの活用

全民児連では100周年の広報活動に活用できるように、下記のようなPRグッズを作成し、有償頒布しています。各地での広報活動にぜひご活用ください。

	広報グッズ	内容	価格等
1	100周年シンボルマーク ピンバッジ	100周年シンボルマークをかたどった ピンバッジ	30個…4,500円 (送料) 300個ごとに500円
2	100周年シンボルマーク シール (小)	100周年シンボルマークのシール。 名刺等に使用	10シート…500円 (送料) 250シートごとに350円
3	100周年シンボルマーク シール (大)	100周年シンボルマークのシール。 手帳や封筒等に使用	10シート…500円 (送料) 250シートごとに350円
4	100周年PRリーフレット	100周年を迎えることを伝えると ともに、民生委員がどのような活動 をしているかを地域住民等に向けて 分かりやすく紹介。	100部…1,000円 (送料) 1,000部ごとに500円
5	応援マークピンバッジ	応援マークをかたどったピンバッジ	30個…3,500円 (送料) 300個ごとに500円
6	応援マークシール	応援マークのシール。 関係者の名刺に貼ってもらう	10シート…500円 (送料) 250シートごとに350円
7	100周年PRポスター	民生委員制度が100周年を迎える ことをPRするポスター (B2/B3/A4 サイズ)	【B2サイズ】 50枚… 2,000円 (送料) 200枚ごとに 1,000円 【B3サイズ】 50枚… 1,500円 (送料) 400枚ごとに 1,000円 【A4サイズ】 100枚… 1,000円 (送料) 1,000枚ごとに 500円
8	民生委員・児童委員制度ポスター	100周年だけではなく、民生委員・児童 委員そのものをPRするポスター (B2/B3/A4 サイズを作成予定)	秋以降に完成予定 (一定数を無償配布後、有償頒布 の予定 (価格未定))
9	マスコミ向けPRパンフレット	マスコミに対してPRする際に、民生 委員・児童委員制度がどのようなもの かを紹介したパンフレット	秋以降に完成予定 (一定数を無償配布。有償頒布は しない予定)
10	100周年PRパネル	100周年をPRするパネル	完成時期および取扱未定

- 各グッズの詳細については、「広報グッズの内容および使用方法等」をご参照ください。
- 「申込書」および「広報グッズの内容および使用方法等」は全民児連ホームページに掲載しています。

## 全国民生委員児童委員連合会

事務局 〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
社会福祉法人全国社会福祉協議会 民生部内  
TEL 03-3581-6747 FAX 03-3581-6748  
ホームページ <http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>